

令和5年第1回宇治田原町議会定例会

目次

○第5日（令和5年3月29日）

議事日程（第5号）	105
日程第1 発委第1号 宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例を制定 するについて	108
日程第2 意見書第1号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境 の整備・維持、I C Tを活用した教育の振興のための 恒常的な国の支援策の創設に関する意見書（案）につ いて	108
日程第3 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について	109
日程第4 議案第11号 宇治田原町職員の定年等に関する条例の一部を改正す る条例を制定するについて	109
日程第5 議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例を制定するについて	109
日程第6 議案第13号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例を制定するについて	109
日程第7 議案第14号 宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定するについ て	109
日程第8 議案第15号 宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例及び宇 治田原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関す る条例の一部を改正する条例を制定するについて	109
日程第9 議案第18号 町道路線の認定及び廃止について	109
日程第10 議案第19号 都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更 について	109
日程第11 議案第20号 和解及び損害賠償の額の決定について	109
日程第12 議案第16号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を 制定するについて	114
日程第13 議案第17号 宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例を制定するについて	114
日程第14 議案第5号 令和5年度宇治田原町一般会計予算	116

日程第15	議案第6号	令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算……………	116
日程第16	議案第7号	令和5年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算…	116
日程第17	議案第8号	令和5年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………	116
日程第18	議案第9号	令和5年度宇治田原町水道事業会計予算……………	116
日程第19	議案第10号	令和5年度宇治田原町下水道事業会計予算……………	116
日程第20	閉会中の継続調査の申し出について……………		126

令和5年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第5号)

令和5年3月29日

午前10時開議

- 日程第1 発委第 1号 宇治田原町議会の個人情報保護に関する条例を制定する
について
- 日程第2 意見書第1号 G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な
国の支援策の創設に関する意見書(案)について
- 日程第3 議案第21号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第11号 宇治田原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条
例を制定するについて
- 日程第5 議案第12号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例を制定するについて
- 日程第6 議案第13号 宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第14号 宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定するについて
- 日程第8 議案第15号 宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例及び宇治田
原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第18号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第10 議案第19号 都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更につ
いて
- 日程第11 議案第20号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第12 議案第16号 宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定
するについて
- 日程第13 議案第17号 宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第14 議案第 5号 令和5年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第15 議案第 6号 令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)
予算

- 日程第16 議案第 7号 令和5年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第17 議案第 8号 令和5年度宇治田原町介護保険特別会計予算
 日程第18 議案第 9号 令和5年度宇治田原町水道事業会計予算
 日程第19 議案第10号 令和5年度宇治田原町下水道事業会計予算
 日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	浅田晃弘	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	榎木憲法	議員
	3番	馬場哉	議員
	4番	森山高広	議員
	5番	山本精	議員
	6番	宇佐美まり	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	今西利行	議員
	9番	上野雅央	議員
	10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	山下康之	君
教育	長	奥村博巳	君
都市整備政策	監	星野欽也	君
総務担当	理事	奥谷明	君
建設事業担当	理事	垣内清文	君
教育	次長	黒川剛	君
総務	課長	青山公紀	君

企 画 財 政 課 長	村 山 和 弘 君
税 住 民 課 長	廣 島 照 美 君
福 祉 課 長	中 村 浩 二 君
健 康 対 策 課 長	立 原 信 子 君
子 育 て 支 援 課 長	岩 井 直 子 君
建 設 環 境 課 長	谷 出 智 君
産 業 観 光 課 長	田 村 徹 君
上 下 水 道 課 長	下 岡 浩 喜 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 み どり 君
社 会 教 育 課 課 長 補 佐 兼	岡 崎 貴 子 君
社 会 教 育 課 課 長 事 務 代 理	
生 涯 学 習 推 進 本 部 次 長	馬 場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎発委第1号の質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 日程第1、発委第1号、宇治田原町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するについてを議題といたします。

既に趣旨説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第1号の採決をいたします。

発委第1号について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、発委第1号は原案どおり可決することに決定しました。

◎意見書第1号の質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 日程第2、意見書第1号、GIGAスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書（案）についてを議題といたします。

既に趣旨説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより意見書第1号の採決をいたします。

意見書第1号について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、意見書第1号は原案どおり可決することに決定しました。

本意見書につきましては、議長名をもちまして関係機関に提出することといたします。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(浅田晃弘) 日程第3、議案第21号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号の採決をいたします。

原案について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第21号は同意することに決定しました。

◎議案第11号～議案第15号及び議案第18号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第4から日程第11まで、議案第11号から議案第15号まで及び議案第18号から議案第20号までの8議案を一括議題といたします。

8議案につきましては、3月3日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、原田周一委員長。

○総務建設常任委員会委員長（原田周一） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは総務建設常任委員会に付託されました8議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第11号、宇治田原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、役職定年制の導入に当たり、職務の遂行上の特別の事情がある場合や、職務の特殊性によりその役職の欠員の補充が困難である場合には、1年単位で降任時期を延長し、引き続き管理監督職を占めたまま勤務することができる特例任用について、給与に関する措置にある給料月額7割の適用はあるのかとの質疑があり、特例任用においては、給与に関する措置の適用はないとの答弁があったところです。

次に、議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第13号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第14号、宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第15号、宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例及び宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第18号、町道路線の認定及び廃止については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第19号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、工事の完成予定について、令和5年3月末が目途であったと思うが、完成の見込みはどの質疑があり、明確な期日は申し上げられないが、京都府からは春頃になると聞いているとの答弁があったところです。

次に、議案第20号、和解及び損害賠償の額の決定については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました8議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4、議案第11号、宇治田原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第12号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第13号、宇治田原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第14号、宇治田原町個人情報保護法施行条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押

てください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第15号、宇治田原町情報公開・個人情報保護審査会条例及び宇治田原町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し
てください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第18号、町道路線の認定及び廃止についての討論を行います。討論
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し
てください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第19号、都市計画道路宇治田原山手線工事施行協定の一部変更につ
いての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第20号、和解及び損害賠償の額の決定についての討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号及び議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(浅田晃弘) 会議規則第37条により、日程第12及び日程第13、議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題といたします。

2議案につきましては、3月3日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会、馬場哉委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(馬場 哉) それでは、文教厚生常任委員会に付託されました2議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第16号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、出産育児一時金については、直接出産者に支払われるのか、また、昔のように家で出産された場合の取扱いはこの質疑があり、病院で出産された場合は、病院に直接支払うこととなり、出産者が病院の窓口で支払う費用が軽減される。病院から町への直接請求がない場合は、申請により本人に支払うことになるとの答弁があったところです。

次に、議案第17号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、運営経費の高騰による施設使用料の改定は仕方ないが、このことが他の施設に影響することはないのかとの質疑があり、施設使用料については、第6次行政改革実施計画に基づき継続的な見直しを行うこととしているが、教育委員会所管の施設使用料については、現在のところ、今回の改正以外は考えていないとの答弁があったところです。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました2議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12、議案第16号、宇治田原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第17号、宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(浅田晃弘) 会議規則第37条により、日程第14から日程第19まで、議案第5号から議案第10号までの6議案を一括議題といたします。

6議案につきましても、3月3日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、原田周一委員長。

○予算特別委員会委員長(原田周一) それでは、予算特別委員会に付託されました10議案のうち、6議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

まず、総括質疑では、ふるさと納税について、寄附額の増加に向け、住民や事業者に対し、ふるさと納税やその使い道をより周知することにより、魅力的な返礼品の提案を受けることにつながるのでは、また、使途について、未来を担う子どもたちのために活用することには変わりはないのかとの質疑があり、寄附を集めるだけでない、未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクトをはじめ使い道にもこだわった、まちづくりの視点を持った取組とプロジェクトの情報発信により、一定認知いただいております、今後も、住民、事業者の皆さんがまちづくりを「ジブンゴト」として捉えていただけるような発信等を行い、まちづくりに好循環を生んでいきたいと考える。使途については、未来を担う子どもたちのためと明確化することで、寄附者への訴求力も高くなると考え、今後も継続

していくとの答弁があったところです。

住民生活への支援について、コロナ禍での原油価格・物価高騰に直面する住民の負担軽減を図るため、令和4年度は9月補正や12月補正で各種事業により積極的な支援をされてきたが、令和5年度予算においても物価高騰対策を途切らせることなく維持・充実すべきであり、新たな町の独自対策も併せて実施が必要ではないかとの質疑があり、令和4年度は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、事業者支援や生活者支援などのあらゆる経済対策、独自支援策を実施してきた。こうした経済対策の財源は国が責任を持って手当てすべきで、一昨日、本交付金の増額・強化の方針が示されたことを踏まえ、今後、国の動向を注視しながら、物価高騰に直面する生活者の支援の検討を行うとともに、「子育て環境日本一」を掲げる京都府、国の情報を収集する中で子育て支援についても対応を行いたいとの答弁があったところです。

総括質疑は、以上でございます。

議案第5号、令和5年度宇治田原町一般会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、総務関係では、歳入の町税について、法人町民税や固定資産税で増加を見込んでいるが、具体的要因はとの質疑があり、法人町民税は令和4年度、製造業を中心に業績が回復傾向にあること、固定資産税では、家屋で工場の増築分があり、また、償却資産の設備投資や機器更新が順調であったため増加となっているものであるとの答弁があったところです。

また、ふるさと納税推進事業費について、寄附者とのつながりを生むための取組、来訪・体験型キャッシュレス商品券の検討・実施の具体的内容はとの質疑があり、現在も返礼品メニューにあるお茶摘み、茶道教室、お抹茶を飲むような体験型メニューは、関係人口の増加と本町の良さを知っていただくために欠かせないものであり、本町に来訪いただくこれら取組の強化を図るものである。キャッシュレス商品券は、電子マネーのPay Payを使用し、町内でしか使用できない商品券的な取組であり、本町に来ていただき、消費していただく仕組みをさらに拡充していくものであるとの答弁があったところです。

健康福祉関係では、子育て支援医療費支給事業費について、高校生世代終了までを対象としたことから、予算増加分と制度継続の考えはとの質疑があり、近隣市町の実状を参考とした高校生世代1人当たりの金額に、本町の高校生世代の人数を掛けた金額500万円の半年分、250万円を計上したほか、システム改修や郵送費用も計上しており、

本制度は子育て支援施策として今後も継続実施を予定しているとの答弁があったところ
です。

また、出産・子育て応援事業費について、妊娠から出産、切れ目ない子育て支援にこ
れまでから取り組まれているが、新たなスタッフ等の確保予定と取組への思いはどの質
疑があり、妊娠8か月頃にアンケートと面談の案内を送付し、希望者と面談や電話等対
応を行うスタッフの費用を新たに計上している。これまでから顔の見える関係を保健師
などと築いていることから、その部分はこれからも守り続けていくとともに、新たな支
援策と融合しながら、本町ならではの子育て支援施策を実施していきたいとの答弁があ
ったところでは。

建設事業関係では、「ハートのまち」移住定住者応援事業費について、移住定住・就
業支援事業費補助金が新規計上されているが、対象は東京23区に限定され、関西圏か
らの移住は対象とならないのか、また、宇治田原町で生まれ育った子供が、大学や就職
等により首都圏で5年以上住んでいた場合も補助の対象となるのかとの質疑があり、東
京23区のみではなく、それ以外の東京の自治体や、埼玉県、千葉県、神奈川県自治
体の条件不利地域以外からの移住が対象であり、関西圏は対象外である。移住前10年
間のうち通算5年以上この地域に住んでいる方であれば、本町へのUターンについても
対象であるとの答弁があったところでは。

また、短・中距離高速バス路線検討調査費について、まだ検討調査段階ではあるが、
広域バス路線は民間業者を募集するのか、第三セクター的なものを考えているのかとの
質疑があり、本事業は運行主体の具体化につながるよう、交通需要量や採算性の調査を
行うもので、事業者の想定はこれからであるが、想定エリアに現在路線を持つ京都京
阪バス株式会社との協議も並行して進める予定であるとの答弁があったところでは。さ
らに、「直Q京都」のようなバスが走れば便利になり、町内の道路ネットワークが完成
すれば流れも変わることから、広域バス路線の検討は大事であるが、一方でJR奈良線
複線化へも従来から支出しており、それに対する考え方はいかがかとの質疑があり、奈
良線の複線化と広域バス路線は別々ではなく並行するものであり、一緒に考えていくべ
き課題であると認識しているとの答弁があったところでは。

教育委員会関係では、小中一貫教育推進事業費について、一旦財政的な理由で延期さ
れ3年先、5年先になるのか分からないが、そうなれば人、時代、背景も変わることか
ら、今の取組が無駄になるのではないかと質疑があり、小中一貫教育のハード面とそ
の諸課題は、施設一体型を前提にしており協議を進めることは難しいが、教育面につい

ては、町内3小中学校が連携し、小中9年間を見通した教育を進めるという視点で、常に教職員が一つ一つのテーマや様々な分野ごとのテーマを共に協議することにより、本町の育てたい子ども像を実現するための取組を継続して実施するものであるとの答弁があったところです。

次に、議案第6号、令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、特定健康診査等実施事業費について、受診期間は7月から9月であり、予備月を今年度に10月から11月に変更され、令和5年度も11月の予定とされているが、そのほうが効果があるのかとの質疑があり、新たな対象者のチェックを11月に行うことで、新規転入や国保加入のリストアップ期間が長くなるとともに、医療機関から受診期間をきちんと区切ってほしいとの要望もあり、はっきりと分かりやすい形での実施を先生方と相談の上、決定したとの答弁があったところです。

次に、議案第7号、令和5年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第8号、令和5年度宇治田原町介護保険特別会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、認知症カフェ事業費について、新年度、新たに実施予定の「カフェ男」の開催場所はとの質疑があり、認知症カフェは通称愛茶カフェとして既に町内6か所で実施しており、カフェ男はふれあい福祉センターでの開催を考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第9号、令和5年度宇治田原町水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第10号、令和5年度宇治田原町下水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、処理場建設事業費について、令和4年度約6,300万円、令和5年度1億3,000万円の事業費は、宇治田原浄化センターの電気設備老朽化による増設なのか、処理能力を増やすためのろ過機増設なのか、また、一昨年の年末頃から木津川流域下水に接続の話があった中、なぜこの工事費が必要なのかとの質疑があり、電気設備、水処理施設等は、計画を全て一時期に整備するのではなく、効率的な

運転のため、また、過大投資とならないように、流入水量の増に応じ段階的に施設を増設する計画としている。さらなる流入水量の増加に合わせ処理能力を拡大し、安定的な運転のために設備を増設するものである。広域化については、今般、京都府水環境構想2022に位置づけられたが、計画は20年間という長い期間でもあり、今後編入に向けて協議を行うものの、すぐに接続することにはならないため、今回、設備の増設を行うものであるとの答弁があったところです。

また、現地審査については、1か所を行ったところでございます。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（浅田晃弘） ただいま報告のありました6議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14、議案第5号、令和5年度宇治田原町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○5番（山本 精） ただいま議題となっております議案第5号、令和5年度宇治田原町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

コロナの影響、物価高騰、大企業を中心に賃上げが発表されても、到底物価の上昇率には追いつかず、多くの中小企業で働く人たちの賃金は置き去りにされています。年金は下がる一方で、医療や介護の負担は増えるばかりです。

コロナ禍で社会福祉協議会が実施した緊急小口支援金と総合支援金を借り入れた世帯が、宇治田原町では他市町に比べても多くなっており、厳しい暮らしの実態が広がっていることは間違いありません。

住民生活への経済的支援の必要性は、コロナ禍前より一層深刻さを増しているのではないのでしょうか。

こんなときこそ、宇治田原町が一人も取り残すことなく住民に寄り添い、励ます施策を進めていくことが求められています。

その観点からいっても、本町の5年度予算は誠に不十分です。

国の臨時交付金を使って、この間、実施してきた給食費の無償化や水道料金の減免、農林業者、商工業者への物価高騰対策については、国の対策を待つことなく、町単費をつぎ込んででも延長するなど、切れ目なく実施すべきです。

高齢者の介護予防、特に認知症予防の観点から、「聞こえること」は非常に重要です。全国では、加齢性難聴者への補聴器購入に対する補助を実施する自治体が増えてきました。宇治田原町においても、補助制度の創設を求めます。

宇治田原町では、交通弱者、特に車の免許を持たない高齢者などにとっては、買物や通院などに係る町内移動が困難で、無料で乗れる町営のバスは他市町に誇れる施策となっていました。

昨年からは、うじたわらは一とタクシーの導入やうじたわらは一とバスに切り替え、乗車に対し有料化を実施しました。

町営バスを路線バスよりも高い金額にして、路線バスに客を誘導するという考え方自体が問題です。福祉施策としての高齢者や身体障がい者などへの無料化、補助の実施を求めます。

子育て支援については、医療費の無償化を高校生卒業まで拡充したことについては評価しますが、高校生の通学バス代については、先ほど申しました住民生活が厳しい中、保護者の家計をさらに圧迫しています。全額補助に戻すべきです。

少人数学級については、町教育委員会もきめ細やかな指導を行う上で有効な指導体制と認めています。30人学級の実現に向けて、国・府への要請を強めるとともに、町独自でも進めるよう求めます。

住民の暮らし、営業が厳しい今こそ、町が最重点施策と位置づけている子育て支援や地方自治体の本旨である住民福祉の向上のために、重点的に予算を配分し、町が住民の命と暮らしを守る役割を十分発揮することを求めまして、新年度予算に対しての反対討論といたします。

○議長（浅田晃弘） 次に、原案に賛成者の発言を許します。宇佐美まり議員。

○6番（宇佐美まり） 通告に従いまして、ただいま議題となっております議案第5号、令和5年度宇治田原町一般会計予算について、私、宇佐美まりが賛成の立場で討論を行います。

本町の財政状況は、歳入において町税が増加傾向にあるものの、今後、歳出における公債費などの義務的経費に大幅な増加が見込まれるなど、中長期的には厳しい状況にあります。このような状況の中、今年度の予算編成についても、国・府補助金や起債をはじめ、各種基金を積極的に活用した各事業が予算計上されております。

また、デジタル化社会への対応も求められており、本町も国の指針に沿った形として、デジタルDXを形成し、SDGsの理念を目指す社会を構築する必要があります。本町

においても、行政サービスのオンライン化により、デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップなどを実現する環境も整えていかなければなりません。

しかし、その一方で行政サービスにおいては、対面によるコミュニケーションも大切にしなければなりません。その効果や価値は非常に高く、住民と行政との絆や信頼を深めることにつながります。笑顔と活気にあふれるまちづくりを目指す上でも大切なファクターと言えます。

今後も厳しい情勢の中において、本町の明るい未来を形成し、持続可能な行財政基盤を構築するには、今、必要なことを見極め、推進しながらも、絶えず見直しなどを行っていくことが必要になってきます。西谷町長が以前から強調されていたように、あれもこれもではなく、あれかこれかという選択と集中により行財政改革を推進するという、まさに何が大切かを見極め断案し、取捨選択していくことが大切です。

本年度予算に掲げる第5次まちづくり総合計画・第2期地域創生総合戦略を推進するための4つの方針には、

1、健やかに安心して暮らせるまちとして、保健・医療体制の充実を図るとともに、暮らしの不安要因を減らすという各事業が計画されており、地域防災対策費として防災対策の強化を図るため、地域防災計画及び防災マップの改訂が進められます。

2、便利で快適に過ごせるまちとして、恵まれた自然環境を守り育てるとともに、道路や交通の利便性の向上への基盤を整備するため、宇治田原山手線整備事業費をはじめ、公共交通利用推進事業費の継続及び拡充が行われます。また、より利便性の高い広域、町内の地域公共交通ネットワーク構築を資するため、短・中距離高速バス路線検討調査費を計上し、各交通施策の積極的な推進が図られます。

3、活気にあふれる交流のまちとして、地域資源を活用しながら、移住定住や産業・観光振興、雇用創出につなげ、多様な世代で賑わうまちへとつながる事業として、お茶の京都観光まちづくり推進事業費を計上し、観光資源を活用した特色あるまちづくりを推進されます。

4、子育てと学びを応援するまちとして、子どもを産み育てる環境と教育、生涯にわたる人間性豊かな成長や暮らしの充実を推進するという20もの事業が計画されています。

また、私が昨年9月の一般質問で提起させていただいた中学校部活動の地域移行については、このたびの当初予算に地域部活動推進事業費として持続可能な部活動を推進するため、中学校にコーディネーターを配置していただくなどの環境を整えていただく予

定とされております。

そして、行政の2つの基本姿勢として、第6次まちづくり総合計画策定事業や行政改革・行政評価推進事業などが進められていきます。

新名神高速道路のインターチェンジが整備されるこの数年間は、本町にとって重要な過渡期にあります。宇治田原インターチェンジ（仮称）と併せて宇治田原山手北線が完成すれば、大津スマートインターチェンジ（仮称）や京滋バイパスの南郷インターチェンジともつながり、さらに犬打峠トンネル（仮称）も開通すれば、高速道路のトリプルアクセスと併せて、滋賀県、京都府、大阪を結ぶ交通の要衝として本町のあらゆる経済活動に向けて大きな飛躍が期待できます。

持続可能なまちづくりを進めるため、今必要なものは何なのかを示すためにも、「きょうと明日を結んでつなぐ 笑顔・活気はぐくみ予算」と題された令和5年度一般会計予算は高く評価できるものであり、この議案に賛成します。

私自身も微力ではございますが、まちづくりを支える議員の一員として、西谷町長と共に力を尽くしていきたいと思っています。

以上、令和5年度宇治田原町一般会計予算につきまして賛成いたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

○議長（浅田晃弘） 次に、原案に反対者の発言を許します。森山高広議員。

○4番（森山高広） ただいま議題となっております議案第5号について、反対の立場から討論を行います。

個々の施策というレベルではなく、置かれている状況の分析に問題があり、それが全てに影響を与えています。

日本の技術競争力が世界のトップを争っているというのは幻想であり、世界のトップからは離され、既に出ている影響は今後長期間続きます。日本が1人当たりのGDPでかつての世界トップを争っていた時代は、既に過去のことです。発展途上国にも追い上げられており、外国人労働者にも、賃金が安く労働環境の悪い日本を避ける動きが既に始まっています。AI技術の急激な発展に伴い、数年後には人間は外国産のAIとも勝負しなければなりません。国の財政も日銀もがたがたになっています。

このような状況で、今までの延長線上の考え方では通用するわけがありませんが、全てが今までどおりです。

例えば、少子化は危機的な状況ですが、提案されている子育て支援策は、減少する可処分所得をどうするかという根本的な問題を何も解決しません。逆に、将来さらに負担

が増え、可処分所得が減少します。数年後、5年後、10年後の本町のこと、日本のことを真剣に責任を持って考えれば、賛成できないのは明白だと考えます。

○議長（浅田晃弘） これで討論を終わります。

これより議案第5号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第6号、令和5年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第7号、令和5年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○8番（今西利行） ただいま議題となっております議案第7号、令和5年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

昨年10月から窓口負担が2割に引き上げられました。全日本民医連のアンケート調査では、「負担がとても重い」と回答した方が当事者の3割に上り、定期受診や薬を減らすなどの受診抑制が起きていることが明らかとなり、基礎疾患や慢性的な病気を抱える高齢者にとって、病状の悪化を引き起こす原因になるのではないかとの懸念があります。

そして、今度は医療保険料が引き上げられようとしております。負担増となるのは、年収153万円以上の方です。物価高騰の中、年金は目減りしている中での引上げです。

後期高齢者医療費に占める国庫負担比率は、制度発足から減っております。国庫負担こそ増やすよう求めるべきです。

高齢者に負担を押しつけ、安心して医療を受けることができない、また健康な生活を送ることができなくなるような後期高齢者医療制度に反対の立場から、本予算についても反対といたします。

○議長（浅田晃弘） これで討論を終わります。

これより議案第7号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第8号、令和5年度宇治田原町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第9号、令和5年度宇治田原町水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第10号、令和5年度宇治田原町下水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(浅田晃弘) 日程第20、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

本件は、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、これをもって令和5年第1回宇治田原町議会定例会を閉会をいたします。

閉 会 午前11時23分

○議長(浅田晃弘) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月3日に開会されました令和5年第1回定例会が、本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中を連日にわたり大変ご苦労さまでした。

令和5年度一般会計及び各特別会計予算をはじめ、令和4年度一般会計補正予算、条例案件など、多数の重要案件につきましてご審議をいただき、21議案につきまして全て原案どおりご可決、ご同意を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

一般質問や予算特別委員会、また、各委員会において賜りましたご意見やご要望につきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、3月8日から3月22日まで開催されましたWBC、ワールド・ベースボール・クラシックは、侍ジャパンが14年ぶりに世界一に輝き、世界に全員野球、日本野球の強さ、すばらしさを伝える見事な試合を見せてくれました。選手を信じ、全員野球で感動を与えていただいた栗山監督の指揮官としての姿に感銘を受けたことはもちろん、純粹に野球を楽しみ、世界一に輝かれた侍ジャパンの皆さんに1ファンとしても感謝と労いの言葉を添えたいと思います。

また、先日3月27日に、芸術文化の振興、文化財の保存・活用、国際文化交流の振興等を担う国の中央省庁である文化庁が、東京から京都に本庁を移されました。明治以来初となる中央省庁の地方移転であり、文化の力による地方創生への期待とともに、東京一極集中是正といった意義を持つ国家プロジェクトでもあります。日本文化の振興と発信の要である文化庁の移転は、京都の自治体としても大変歓迎するところでございます。

日本緑茶発祥の地である本町も、これまで同様、本町の持つ茶文化をはじめとした文化・芸術などの魅力を発信し、施策の振興に寄与してまいりたいと考えておるところでございます。

一方、国際情勢に目を向けますと、岸田首相が21日にウクライナを電撃訪問し、ゼレンスキー大統領と会談され、ウクライナの平和を取り戻すため最大限の支援を行いたいと述べられました。ロシア軍のウクライナ侵攻から1年以上が経過し、ウクライナ市民や兵士の方々、またロシア軍側にも多くの死傷者が出るなど、いまだ紛争が続いており、多くの方々が被害に遭われています。国際社会の一員として、ロシア軍の早期撤退とともに、ウクライナに一日も早い平和が訪れることを願ってやみません。

さて、本日ご可決いただきました令和5年度当初予算は、「きょうと明日を結んでつなぐ 笑顔・活気はぐくみ予算」と題し、第5次まちづくり総合計画及び第2期地域創生総合戦略に基づき、宇治田原山手線や関連する幹線道路の整備など、まちづくりの根幹を成す重点事業と、子育て支援施策の充実などにより、持続可能な未来の礎づくりの思いを込めた大変重要な予算となっております。

どうか、議員各位をはじめ、住民の皆様方の一層のお力添えを、本町のまちづくりの推進にお寄せいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

今後、公債費などの義務的経費の大幅な増加が見込まれるなど、中長期的には大変厳しい財政状況が続く見通しではありますが、住民サービスの向上と福祉の増進のために、私を先頭に全職員が一丸となり、新たに策定いたしました第7次行政改革大綱に基づき行財政改革を推進する中で、意識、業務、未来を変える取組を進め、本町の目指す将来像、「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

議員各位の一層のご理解と、またご指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

今年の桜の開花は全国的に平年より早く、日に日に暖かくなる陽気と共に、田原川の桜も満開を迎えようとしておるところでございます。また、今年が一番茶萌芽宣言につきましても、平年よりも7日早い昨日3月28日に、平成6年以降最も早い宣言が発表されたところであり、新茶の生産も本格化し、良質のお茶の生産に期待をするところでございます。

議員各位におかれましては、三寒四温の折、どうか健康にはくれぐれもご留意いただきまして、ふるさと宇治田原の発展のために一層のご理解、ご尽力を賜りますようお願い

いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご期待申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうも長い間ありがとうございました。

○議長（浅田晃弘） 皆さん、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

3月定例会も、本日、無事閉会の運びとなりました。議員及び町当局並びに関係者各位のご協力に感謝を申し上げます。

さて、2日後の3月31日には、本議場出席者のうち2名の幹部職員が定年退職を迎えられることとなります。

馬場教育委員会生涯学習推進本部次長、青山総務課長のおふたりにおかれましては、長年にわたり宇治田原町の発展にご尽力をいただき、誠にありがとうございました。衷心より感謝を申し上げます。

今後は、健康には十分ご留意いただき、ますますご活躍されますとともに、ご多幸を祈念を申し上げ、今定例会閉会のご挨拶とさせていただきます。

皆さん、お疲れさまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 山 内 実 貴 子

署 名 議 員 原 田 周 一